

平成 30 年度

気候変動等に対応した
海外遺伝資源の取得に係る枠組み構築委託事業

報告書

平成 31 年 3 月

アイ・シー・ネット株式会社

目次

第1章：はじめに.....	2
1.1 本事業の目的.....	2
1.2 平成30年度の実施内容.....	2
第2章：遺伝資源取得対象国の調査結果・交渉の進捗状況.....	4
2.1 スリランカ.....	7
2.2 ラオス.....	9
2.3 ロシア.....	11
2.4 キルギス.....	13
2.5 タジキスタン.....	15
2.6 インドネシア.....	17
2.7 ベトナム.....	19
2.8 ブラジル.....	22
2.9 アルゼンチン.....	25
第3章：海外遺伝資源関連勉強会・一般向け遺伝資源関連セミナーの開催.....	27
3.1 遺伝資源関連勉強会.....	27
3.2 一般向けの遺伝資源関連セミナー.....	28
第4章：検討会の開催.....	30

第1章：はじめに

1.1 本事業の目的

気温の上昇等による農作物の収量減少や品質低下等を軽減するため、高温耐性や病害虫抵抗性等を有する新品種の開発がより一層重要となっている。新品種の開発には植物遺伝資源が必須であり、植物遺伝資源が多様であるほど新品種開発の可能性が広がるため、海外の多様な植物遺伝資源の取得・利用を促進することは、多様な新品種開発の促進につながる。

海外の遺伝資源の取得・利用に関しては、2014年10月に「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）に関する名古屋議定書（Nagoya Protocol）」が発効（我が国においては2017年8月に発効）し、一部例外を除き、海外遺伝資源の取得・利用に当たっては、遺伝資源保有国の国内法令等に従うことが求められている。本議定書の発効により、生物多様性の保全や持続可能な利用に貢献することが期待される一方、遺伝資源保有国では権利意識の高まりから自国の遺伝資源の持ち出しを規制する傾向がみられている。遺伝資源利用者にとっては、国ごとの遺伝資源関連法制度や取引慣行等の違いなどにより海外遺伝資源の取得・利用がしにくい状況にある。

本事業は、平成24年度から平成28年度にかけて実施された農林水産分野における遺伝資源利用促進事業（以下、「利用促進事業」という。）等により構築した遺伝資源関連枠組み等を踏まえながら、我が国の遺伝資源利用者が新品種の開発に必要な海外遺伝資源を取得・利用しやすい環境を整備することを目的としている。

1.2 平成30年度の実施内容

(1) 対象国の遺伝資源及び関連法令に関する情報収集、交渉等

今年度は、スリランカ、ラオス、ロシア、キルギス、タジキスタン、ブラジル、アルゼンチン、インドネシア及びベトナムの9カ国を対象とした。対象国における遺伝資源の取得・利用に関する制度や遺伝資源保有国の有する遺伝資源等を調査し、調査結果を国内遺伝資源利用者に情報提供した。また、対象国に対して、遺伝資源の保全及び持続可能な利用に関する研修等を実施し、地球規模での遺伝資源の保全及び持続可能な利用に貢献するとともに、対象国との更なる関係構築を図った。各国に対する具体的な実施内容は以下のとおり。

スリランカ：制度等の調査、遺伝資源（特にナス、ニンジン）の取得・利用に関する交渉、育種技術に関する研修

ラオス：制度等の調査、保有する遺伝資源の調査、データベース整備に関する研修

ロシア：制度等の調査、共同探索に関する調整

キルギス：制度等の調査

タジキスタン：制度等の調査

インドネシア：制度等の調査、遺伝資源（特にナス、カリフラワー、サイシン）の取得・利用に関する交渉、特性評価

ベトナム：制度等の調査、遺伝資源（特にキュウリ）の取得・利用に関する交渉、特性評価

ブラジル：制度等の調査

アルゼンチン：制度等の調査

(2) 遺伝資源関連勉強会の開催

海外の遺伝資源の取得・利用に関心のある企業、大学・都道府県・国立研究開発法人の遺伝資源取得交渉に携わる者向けの勉強会を3回開催した（平成30年8月、10月、平成31年3月）。今年度は、主にブラジルの遺伝資源の取得・利用に関する内容とし、ブラジルの遺伝財産取得関連法令とその運用のための電子システム（遺伝財産及び関連する伝統的知識国家管理システム：SisGen）について情報提供を行った。

(3) 一般向けの遺伝資源関連セミナーの実施

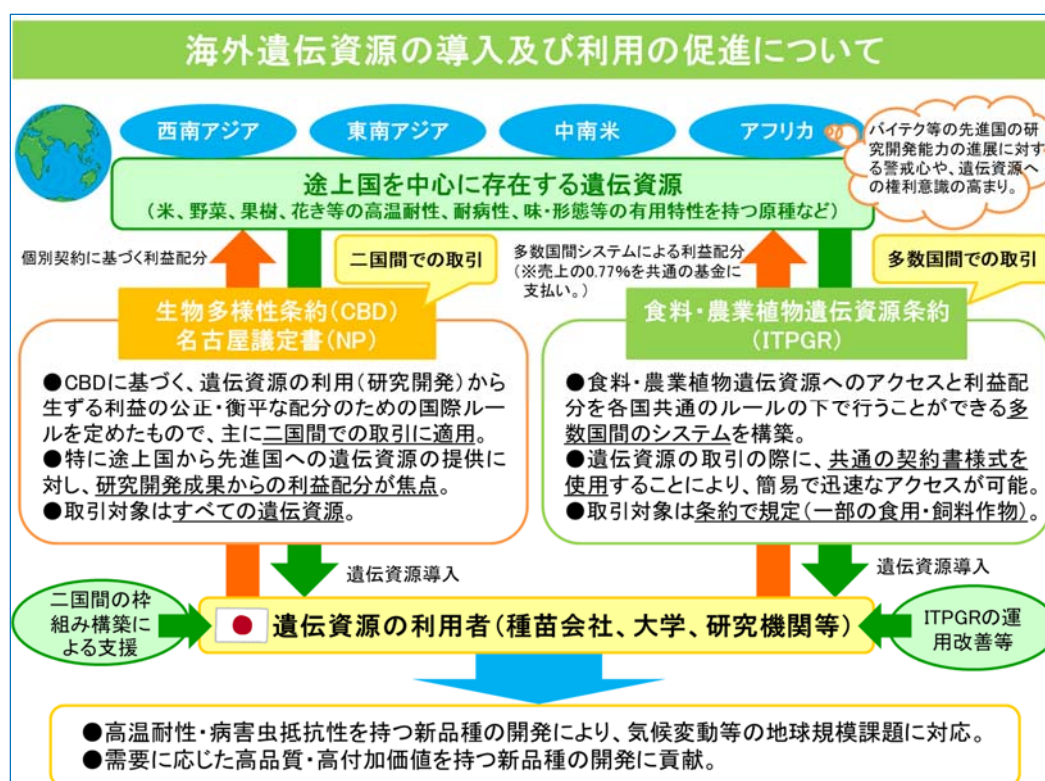
企業、大学及び研究機関等の研究者及び一般育種家等、海外遺伝資源関連の知識の習得を希望する者向けに、「植物遺伝資源の利用促進セミナー～持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた地球規模での植物遺伝資源の保全・利用の取組～」と題したセミナーを平成31年2月6日に開催し、SDGsの観点も踏まえた海外遺伝資源の保全や持続可能な利用に関する講演やパネルディスカッションを行った。

(4) 検討会の開催

上記の事業の実施にあたり、学識経験者、企業、関係機関等の有識者10名で構成する検討会を設置した。検討会は平成30年7月2日、12月12日、平成31年3月1日の計3回開催し、検討会委員より対象国での調査及び能力開発等の内容や実施方法、遺伝資源の取得・利用に関しての留意点などについて助言を受けた。

第2章：遺伝資源取得対象国の調査結果・交渉の進捗状況

遺伝資源の保全、持続可能な利用等に関する国際条約として、1992年6月に採択された「生物の多様性に関する条約（Convention on Biological Diversity、CBD）」、同条約第10回締約国会議（COP10、2010年10月）で採択された「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（Nagoya Protocol, NP）、及び2001年11月に開催された第31回FAO総会において採択された「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」（International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture、ITPGR）がある。海外の遺伝資源の取得・利用に当たっては、これら条約や遺伝資源保有国における法令等に従う必要がある。本章においては、平成30年度に調査対象とした国別に、国際条約の締結状況や遺伝資源の取得・利用に関する法制度等について解説している。



(記載例)

国旗 国名

生物多様性条約	締結状況
名古屋議定書	締結状況
食料・農業植物 遺伝資源条約	締結状況

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

フォーカルポイントは、各国の遺伝資源へのアクセスや利益配分等に関する外部からの問合せに応じる窓口であり、CBD、名古屋議定書及び ITPGR それぞれのフォーカルポイントが条約事務局の HP に掲載されている (一部掲載の無い国もある)。当該国の遺伝資源へのアクセスと利益配分等について確認したい場合には、当該国のフォーカルポイントに問合せすることも選択肢の 1 つである。

- 1) 生物多様性条約 (CBD)
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載
- 2) 名古屋議定書 (NP)
議定書が設置している情報交換サイト「ABS クリアリングハウス」に掲載されている情報を記載
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

権限ある当局とは、遺伝資源へのアクセスや利益配分等に関する各国の国内措置に従った手続き等の責任を負う機関である。遺伝資源の種類あるいはその存在場所により異なる政府機関が指定される場合がある。

- 1) 生物多様性条約 (CBD)
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載
- 2) 名古屋議定書 (NP)
議定書が設置している情報交換サイト「ABS クリアリングハウス」に掲載されている情報を記載
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
条約事務局の HP に掲載されている情報を記載

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 当該国における取得・利用に関する法令等やその内容を示している。
- ・ また、当該国の遺伝資源の取得・利用に関する資料やその概要、当該国担当者等から聞き取った内容を示している。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ CBD 及び名古屋議定書では、遺伝資源を取得・利用する場合には、遺伝資源を提供する締約国の国内法令に従うことと規定されている。また、その国内法令に従って、①事前の情報に基づく同意（Prior Informed Consent: PIC）を当該国から得ること、②利益の配分等を定めた相互に合意する条件（Mutually Agreed Terms: MAT）を遺伝資源提供者との間で締結することも規定されている。
- ・ 遺伝資源提供国に国内法令等が存在する場合には、当該法令等に基づいた具体的な手続きや留意点等を示している。
- ・ 遺伝資源提供国に国内法令等が存在しない場合には、名古屋議定書上は PIC の取得は必要ないと解釈できるが、相手国政府の承認を何らかの形で取得できる場合や、他の法令等によって遺伝資源の取得・利用が制限されている場合もあるため、相手国政府に確認しつつ手続きを進めることが望ましい。なお、国内法令等が存在しない場合でも、利益の配分等を定めた相互に合意する条件を遺伝資源提供者との間で締結する必要がある。
- ・ 遺伝資源の導入に関して、疑問点やお困りの点があるときは、「海外生物遺伝資源の利用促進のための総合窓口¹」などにご連絡いただきたい。

既存の枠組み

- ・ 本事業等で構築した枠組みがある場合には、その概要を記載している。枠組みの詳細については、農林水産省大臣官房政策課環境政策室利用推進班にご連絡いただきたい。

¹ http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/GR/s_win_abs.html



スリランカ

生物多様性条約	1992/6/10 署名 1994/3/31 批准 1994/6/21 締約国
名古屋議定書	非加盟国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2013/9/17 加入 2013/12/16 締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
 - ① **Mr. Anura Dissanayake, Secretary (Political Focal Point), Ministry of Mahaweli Development and Environment**
No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardhana Mawatha Battaramulla, Colombo, Sri Lanka
Tel: +94 11 2034121, 2676844
Fax: +94 11 2879944
E-Mail: sec@mahaweli.gov.lk, irdiv.envt@gmail.com, liyanagedeepa@gmail.com
Web サイト: <http://mahaweli.gov.lk/>
 - ② **Mrs. R.H.M.P. Abeykoon, Director (Operational Focal Point) Biodiversity Secretariat, Ministry of Mahaweli Development and Environment**
No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardhana Mawatha Battaramulla, Colombo, Sri Lanka
Tel: +94 11 2034202
Fax: +94 11 2879972
E-Mail: pathma66a@gmail.com, irdiv.envt@gmail.com, liyanagedeepa@gmail.com
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/LK/NFP> 参照)
Mr. Anura Dissanayake, Secretary (Political Focal Point), Ministry of Mahaweli Development and Environment
No. 416/C/1, "Sobadam Piyasa" Robert Gunawardhana Mawatha, Battaramulla, Colombo, Sri Lanka
Tel: +94 11 2034121, 2676844
Fax: +94 11 2879944, +94 11 2676846
E-Mail: sec@mahaweli.gov.lk, irdiv.envt@gmail.com, liyanagedeepa@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359381/?iso3=LKA> 参照)
掲載なし

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
掲載なし
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/LK/NF> 参照)
掲載なし

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359381/?iso3=LKA> 参照)

掲載なし

※ITPGR 附属書 I 作物については、農業局が権限を有していることを同省に確認した。

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ “National Policy on Access to Biological Resources, sustainable Use and Benefit Sharing (2013 年 10 月)”²において、生物資源へのアクセスに関する国の方針が示されているが、未だ国内法は存在していない。(2019 年 3 月 14 日現在)
- ・ 植物遺伝資源センターでは、15,181 点の植物遺伝資源が保存されており、作物種ごとの保存点数もしっかりと管理されている。(2018 年 10 月、植物遺伝資源センター訪問時に確認)

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ 本事業においては、ナス及びニンジン（どちらも ITPGR 附属書 I 作物）の日本への導入に向けて、スリランカ農業局と素材移転契約書 (Material Transfer Agreement: MTA) の内容について交渉中である。スリランカ農業局からは、ITPGR の標準素材移転契約書 (Standard Material Transfer Agreement: SMTA) の準用ではなく、独自の MTA で契約したいとの要望がある。また、スリランカから我が国への導入と同時に、我が国の有する遺伝資源のうちスリランカ農業局が希望する遺伝資源を提供する予定。

既存の枠組み

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：スリランカ農業局 (DOA)
- ② 合意年月日：2016 年 8 月 18 日
- ③ 目的：PGR の保全及び持続的利用に関する両国間の協力の強化及び促進。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ・ 研究、育種及び商業化の促進を通じて両国に利益がもたらされるよう、PGR の移転又は交換に関する相互に同意可能な条件の発展に協力。
 - ・ 上記に先立ち、DOA の推奨品種について、日本への移転のための手順を構築することに合意。
 - ・ 有効期間は、特に設定せず。

²http://mmde.gov.lk/web/index.php?option=com_content&view=article&id=775&Itemid=152&lang=en



ラオス

生物多様性条約	1996/9/20 加入 1996/12/19 締約国
名古屋議定書	2012/9/26 加入 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2006/3/14 加入 2006/6/12 締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
Dr. Inthavy Akkharath, Assistant to Minister Cabinet Office, Ministry of Natural Resources and Environment (MoNRE)
P.O. Box 2932 Thatdam Road, Vientiane, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 261 196
Fax: +856 21 217 161
E-Mail: inthavymrc@gmail.com
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/LA> 参照）
Mr. Souriodong Sundara, Vice Minister , Ministry of Science and Technology
P.O.Box 2279 Vientiane Capital, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 732207
Fax: +856 21 740630
E-Mail: souriodong@yahoo.co.uk, kongchaybeechn@yahoo.com, kongchaybeechn@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359312/?iso3=LAO> 参照）
掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/LA> 参照）
Institute of Biotechnology and Ecology
Km 14 Office, Thangon Road, Ban Doon Teaw, Vientiane, Lao People's Democratic Republic
Tel: +856 21 740360
Fax: +856 21 740360
E-Mail: bei@most.gov.la, kongchaybeechn@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359312/?iso3=LAO> 参照）
掲載なし
※ITPGR の附属書 I 作物については、農林省（Ministry of Agriculture and Forestry）、それ以外については科学技術省が権限を有しているとのこと。（2018 年 10 月、農林省及び科学技術省より聞き取り）

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 国内法令は存在するが、実施には至っていない。（2018年10月、科学技術省から聞き取り）
- ・ ラオス科学技術省にて ABS に関するガイドラインを作成中。（2018年10月、科学技術省から聞き取り）

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ ラオス科学技術省への聞き取りによると、遺伝資源の取得・利用に関する国内法は存在するとのことであるが、その内容は明らかになっていない。そのため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ ITPGR 附属書 I 作物については農林省が権限を有しており、SMTA での移転が可能である。（2018年10月、農林省から聞き取り）
- ・ ITPGR 附属書I以外の遺伝資源については、科学技術省が権限を有しており、名古屋議定書に基づいた手続きが必要。具体的な手続き等については、科学技術省に連絡すれば対応してもらえる。（2018年10月、科学技術省から聞き取り）

既存の枠組み

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：ラオス農林省
- ② 合意年月日：2017年2月16日
- ③ 目的：PGR の保全及び持続的利用のため、両国間の共同研究の公的基盤を構築。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ・ 協力活動の範囲は、PGR の探索、特性評価、育種、交換・移転、遺伝研究、情報共有及び能力開発。
 - ・ ラオス側機関（農業局（DOA）、国立農林研究所（NAFRI）、大学）及び日本側機関（公的研究機関、種苗会社、大学）は、作業計画を作成の上、共同プロジェクトを実施。PGR の利用とその後の応用及び商業化から生じる利益は、両方で公正かつ衡平に配分。
 - ・ PGR の交換・移転に際しては、ITPGR の附属書I作物については SMTA、それ以外の作物については MTA を締結。
 - ・ 有効期間は、2022年2月15日まで（更新可）。



ロシア

生物多様性条約	1992/6/13 署名 1995/4/5 批准 1995/7/4 締約国
名古屋議定書	非締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
Department of International Cooperation, Ministry of Natural Resources and Environment
 4/6 B. Gruzinskaya str., Moscow 123995, Russian Federation
 Tel: +7 499 254 86 01
 Fax: +7 499 254 82 83
 E-Mail: nataliat@mnr.gov.ru, vmilenin@mnr.gov.ru
 Web サイト: www.mnr.gov.ru
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/RU/NFP> 参照)
 掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
 (URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359361/?iso3=RUS> 参照)
 掲載なし

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
 掲載なし
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/RU/NFP> 参照)
 掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
 (URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359361/?iso3=RUS> 参照)
 掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ “Strategy and Executive Plan for the Conservation of Biodiversity within the Russian Federation(2014)³⁾”によると、2020 年までに名古屋議定書を締結し、国内制度を作成することとなっている。

³⁾ <https://www.cbd.int/doc/world/ru/ru-nbsap-v2-en.pdf>

- ・ 名古屋議定書及び ITPGR の締結に向け、外務省が中心となって国内法の整備等を進めており、関係機関を集めた **Technical Working Group** を組織しているとのこと。N.I. バビロフ全ロシア植物遺伝資源研究所（以下バビロフ研、VIR）を管轄する科学高等教育省（Ministry of Science and Higher Education）もそのメンバーであり、バビロフ研の Zavarzin 副所長も **Technical Working Group** に参加している。（2019 年 3 月、バビロフ研から聞き取り）

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ バビロフ研は世界でも有数のジーンバンクであり、CIS 諸国の遺伝資源へのアクセスに関しても影響力を有しているようであり、実際に、キルギスやタジキスタンでの共同探索の実例もある。
- ・ バビロフ研は日本の研究機関や民間企業との共同研究（共同探索を含む）にも興味を持っている。（2019 年 3 月、バビロフ研から聞き取り）

既存の枠組み

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：N.I.バビロフ全ロシア植物遺伝資源研究所（バビロフ研、VIR）
- ② 合意年月日：2016 年 2 月 16 日
- ③ 目的：PGR の共同探索に関する公的基盤を構築し、日露両国の農場及び生息域内保全の PGR へのアクセスを促進。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ・ バビロフ研と日本側機関（大学、研究機関、種苗会社等）は、作業計画を作成し、個別契約を締結した上で、共同探索を実施。日本側機関は、ロシアにおける共同探索に必要な経費を可能な限り提供。共同探索による収集素材は、両者で等しく配分。収集素材の特性評価結果は、両者の共有財産。
 - ・ 収集素材を利用して得られた成果物を商業化する場合は、売り上げの 0.77%を相手側に支払う。ただし、さらなる研究・育種のために他者が制限なく利用できる場合は、支払い義務はなし。
 - ・ 有効期間は、2021 年 2 月 15 日まで（延長可）。



キルギス

生物多様性条約	1996/8/6 加入 1996/11/4 締約国
名古屋議定書	2015/6/15 加入 2015/9/13 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2009/6/1 加入 2009/8/30 締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
 - ① **Mr. Abdykalyk Rustamov, Director, State Agency on Environment Protection and Forestry**
228, Toktogul Street, 720001 Bishkek, Kyrgyzstan
Tel: +996 312 35 31 04
Fax: +996 312 35 31 02
E-Mail: envforest@elcat.kg, min-eco@elcat.kg
 - ② **Director, Department for International Organizations and Security Issues, Ministry of Foreign Affairs**
57, Erkindik blvrd., Bishkek 720040, Kyrgyzstan
Tel: +996 312 62 05 45
Fax: +996 312 66 05 01
E-Mail: gendep@mfa.gov.kg
Web サイト: <http://www.mfa.gov.kg/contacts/index>
※上記2カ所に連絡して確認したところ、②は便宜上記載しているだけであり、実際の間合せは①にしてほしいとのこと (2019年3月13日確認)。
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/KG> 参照)

Ms. Cholpon Alibakieva, Chief Specialist, Department of International Cooperation, State Agency on Environment Protection and Forestry
228, Toktogul Street, 720001 Bishkek, Kyrgyzstan
E-Mail: min-eco@elcat.kg

※2018年11月訪問時、Ms. Cholpon Alibakieva は異動しており、下記の職員が対応。
Mr. Musaev Almaz, Director of the Department of Protected Areas and Biodiversity Conservation, State Agency on Environment Protection and Forestry
228, Toktogul Street, 720001 Bishkek, Kyrgyzstan
Tel: +996 312 54 61 05
Fax: +996 312 54 61 15
Mail: musaev.fauna@mail.ru
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359311/?iso3=KGZ> 参照)
掲載なし

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2019 年 6 月 6 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/KG> 参照）
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359311/?iso3=KGZ> 参照）
掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 国内法はなし。（2019 年 3 月 14 日現在）
- ・ 「2024 年までの期間におけるキルギス共和国の生物多様性の保全に関する優先事項⁴」が 2014 年に作成されている。この中で、2014 年から 2020 年までの行動計画が示されており、遺伝資源関連法令は 2020 年までに作成する予定となっている。
- ・ 「伝統的知識を保護する法律⁵」が 2007 年に施行（2014 年改正）されている。
- ・ 植物遺伝資源センターでは約 2000 点の遺伝資源を保存しており、1600 点は穀物、野菜（キュウリ、トマト、キャベツ、イモ類）及び油脂作物（ヒマワリ、ダイズ、アブラナ）、400 点は果物。5 年ごとに発芽試験を行い、発芽率 70%未満の場合は増殖し保存している。（2017 年 10 月、キルギス植物遺伝資源センターから聞き取り）
- ・ 中国、タジキスタン、カザフスタン、ウクライナ、韓国、モルドバ及びチェコ等との共同研究等を行っており、日本との事例もある。（2017 年 10 月、キルギス植物遺伝資源センターから聞き取り）

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。
- ・ 食品産業・土地改良省とバビロフ研の間で植物遺伝資源の収集、保存、研究及びそれらのさらなる利用に協力することについて契約が結ばれており、この契約に基づき、キルギスにおいて栽培植物とその野生種の遺伝資源を採取する共同研究を 4 回実施し、キルギスのジーンバンクとバビロフ研のコレクションのサンプルが交換されている。（2018 年 11 月、キルギス植物遺伝資源センターから聞き取り）

既存の枠組み

なし

⁴ <https://www.cbd.int/doc/world/kg/kg-nbsap-v3-en.pdf>

⁵ <https://wipolex.wipo.int/en/text/446337>



タジキスタン

生物多様性条約	1997/10/29 加入 1998/1/27 締約国
名古屋議定書	2011/9/20 署名 2013/9/4 加入 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
Mr. Neimatullo Safarov, Head, National Biodiversity and Biosafety Center
 47 Shevchenko street, Dushanbe 734025, Tajikistan
 Tel: +992 93 527 86 15, +992 44 600 25 53
 Fax: +992 37 221 89 78
 Mail: NSafarov@biodiv.tojikiston.com, biodiv@biodiv.tojikiston.com
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/TJ> 参照)
Mr. Neimatullo Safarov, Head, National Biodiversity and Biosafety Center
 47 Shevchenko street, Dushanbe 734025, Tajikistan
 Tel: +992 93 527 86 15, +992 44 600 25 53, +992 918 44 35 93
 Fax: +992 37 221 89 78
 Mail: NSafarov@biodiv.tojikiston.com, biodiv@biodiv.tojikiston.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
 (URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359388/?iso3=TJK> 参照)
 掲載なし

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
 掲載なし
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/TJ> 参照)
National Biodiversity and Biosafety Center
 47 Shevchenko street, Dushanbe 734025, Tajikistan
 Tel: +992 48 701 25 46, +992 48 702 25 46
 Mail: biodiv@biodiv.tojikiston.com
 Web サイト: <http://www.biodiv.tj/en/> (NBBC website)
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
 (URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359388/?iso3=TJK> 参照)
 掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ ABS 関連の法令や生物多様性国家戦略・行動計画（NBSAP）は National Biodiversity and Biosafety Center（NBBC）の管轄である。
- ・ 名古屋議定書の取組に関する中間報告書（Interim Report）（2019年5月23日付）⁶において、これまでの進捗状況と課題について報告されている。関連法令や手続きの整備は UNDP/GEF 事業（2017-2019）により整備される予定である。
- ・ タジキスタンの生物多様性保全に関するナショナルレポート⁷に、NBSAP の進捗状況に関する情報が記載されている。
- ・ 国立遺伝資源センターで約 11,000 点の遺伝資源を保存している。（2017年10月、国立遺伝資源センターから聞き取り）
- ・ 国立遺伝資源センターは、オランダの種苗企業と研究目的での連携がある。（2017年10月、国立遺伝資源センターから聞き取り）

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 国内法令が存在しないため、相手国政府に確認しつつ遺伝資源の取得・利用の手続きを進めることが望ましい。

既存の枠組み

なし

⁶ <https://absch.cbd.int/pdf/documents/absNationalReport/ABSCH-NR-TJ-246305/1>

⁷ <https://www.cbd.int/doc/world/tj/tj-nr-05-en.pdf>



インドネシア

生物多様性条約	1992/6/5 署名 1994/8/23 批准 1994/11/21 締約国
名古屋議定書	2011/5/11 署名 2013/9/24 批准 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2006/3/10 加入 2006/6/8 締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
Mr. Wiratno, Director General, Natural Resources and Ecosystem Conservation, Ministry of Environment and Forestry
Mangala Wanabakti bld., Blok I, 8th floor Jl. Gatot Subroto, Senayan Jakarta 10270 Indonesia
Tel: +62 21 5734 818
E-Mail: nfpcbd@menlhk.go.id, subditkonvensi.kkh@gmail.com, agnugroho@gmail.com
sr.ratna@gmail.com
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID> 参照)
Mr. Wiratno, Director General, Natural Resources and Ecosystem Conservation, Ministry of Environment and Forestry
Mangala Wanabakti bld., Blok I, 8th floor Jl. Gatot Subroto, Senayan Jakarta 10270 Indonesia
Tel: +62 21 5734 818
E-Mail: nfpcbd@menlhk.go.id, subditkonvensi.kkh@gmail.com, moh.haryono64@gmail.com,
etybudi@gmail.com
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359298/?iso3=IDN> 参照)
Mr. Mastur KOESHADI, Director of ICABIOGRAD, Centre for Biotechnology and Genetic Resources - Ministry of Agriculture (BB Biongen)
JL. Tentara Pelajar no. 3^a Bogor 16114, Indonesia
Tel: +62 8111117756
Fax: +62 2518338820
Mobile Number: +62 81385245544
E-Mail: bb_biogen@litbang.pertanian.go.id

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID> 参照)
 - ・ 環境林業省生物多様性保全課 課長 Ms. Ninin ...野生種と近縁野生種
同課 国際条約実施班 Ms. Lulus、Ms. Ratih
 - ・ 農業省生物遺伝資源研究センター (BB-Biogen) ...作物
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/ID> 参照)
掲載なし

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359298/?iso3=IDN> 参照)
掲載なし

伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 野生種遺伝資源へのアクセス及びその利用による利益の配分に関する 2018 年環境林業大臣規則第 P.2・MENLHK/SETJEN/KUM.1/1/2018 号 (2018 年 1 月)⁸ :
対象は野生種と近縁野生種 (wild relatives) のみ。
- ・ 作物遺伝資源の保全と利用に関する 2011 年農業大臣規則第 37 号 (2011 年 7 月)⁹ :
対象は作物で、研究目的の利用を含む。農業省品種保護・農業許可センター (PPVTTP) がこの手続きを担当。
- ・ 園芸種子の輸出入に関する 2017 年農業大臣規則第 5 号 (2017 年 5 月)¹⁰ :
対象は園芸種子で利用目的がコンテスト、展示、プロモーションのもの。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 本事業において、相手国の遺伝資源 (ナス、カリフラワー、サイシン) を現地の大学と協力して増殖し、BB-Biogen に移管した。BB-Biogen に移管した種子については、日本のジーンバンクに SMTA で導入する予定。なお、導入に関しては、種子の輸出のための PPVTTP による別途の手続き¹¹及び輸出検疫が必要とのこと。

既存の枠組み

【合意の概要】

- ① 合意相手先機関：インドネシア農業省
- ② 合意年月日：2015 年 6 月 30 日
- ③ 目的：PGRFA の相互利用を通じた、両国における商業化に向けた新品種の開発。
- ④ 合意内容のポイント：
 - ・ 協力活動の範囲は、生息域外コレクションの特性評価、育種及び遺伝的研究、PGRFA の保全と持続的利用に関する情報共有及び能力構築。ただし、化学品、医薬品、非食料品及び飼料への産業利用を目的としない協力活動に限定。
 - ・ インドネシア側の指定機関 (農業研究開発庁 (IAARD) 及び IAARD と協力合意を締結している大学) と日本側の指定機関 (国立研究開発法人、種苗会社、企業及び大学) が、作業計画を作成した上で、協力活動を実施。
 - ・ 対象 PGR は、ITPGR の附属書 I に限定。PGR の交換は、MTA により行う。
 - ・ 有効期間は、2020 年 3 月 31 日まで (延長可)。

⁸ http://www.env.go.jp/nature/biodic-abs/pdf_02/Indonesia_ABS_MinReg_2018.pdf

⁹ <http://pvtppt.setjen.pertanian.go.id/download/permentan-37-2011/>

¹⁰ <http://perundangan.pertanian.go.id/admin/file/Permentan%20No%2015-2017-Pemasukan%20dan%20Pengeluaran%20Benih%20Hortikultura.pdf>

¹¹ 作物遺伝資源の保全と利用に関する 2011 年農業大臣規則第 37 号に基づく種子の輸出入の手続き
<http://pvtppt.setjen.pertanian.go.id/cms2017/tentang-pvtppt/layanan/perizinan/pemasukan-pengeluaran-benih-tanaman/izin-pemasukan-pengeluaran-sdg-tanaman/>



ベトナム

生物多様性条約	1993/5/28 署名 1994/11/16 批准 1995/2/14 締約国
名古屋議定書	2014/4/23 加入 2014/10/12 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	非締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
Dr. Van Tai Nguyen, Director General, Vietnam Environment Administration, Ministry of Natural Resources and Environment (MoNRE)
 No. 10, Ton That Thuyet Street Hanoi Viet Nam
 Tel: +84 4 3942 4581
 Fax: +84 4 3822 3189
 E-Mail: tainvclcs@gmail.com, nvtai@vea.gov.vn
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/VN> 参照)
Ms. Nhan Thi Thanh Hoang, Deputy Director, Biodiversity Conservation Agency, Vietnam Environment Administration
 No. 10 Ton That Thuyet, Cau Giay 084, Hanoi, Viet Nam
 Tel: +84 4 37956868 (ext. 3110)
 Fax: +84 4 39412028
 E-Mail: hoangnhan.bca1@gmail.com, hnhan@vea.gov.vn
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
 (URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359409/?iso3=VNM> 参照)
 掲載なし

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
 - ・ **農業農村開発省** : 栽培品種、家畜品種、養殖品種、林業用種苗の遺伝資源
 省全体の窓口は科学技術局、省内の分担は各原局 (例えば農作物は作物生産局) とすることが、2019 年 1 月 1 日に出された 2018 年 Circular43 号¹²で規定された (施行以前に輸入許可を得ているものは有効)。
 - ・ **天然資源環境省** : 上記農業農村開発省の分担に属さない遺伝資源
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL: <https://absch.cbd.int/countries/VN> 参照)
 - ① **Ministry of Natural Resources and Environment**
Biodiversity Conservation Agency, Vietnam Environment Administration, Ministry of Natural Resources and Environment
 Office B213, Tower B, 10 Ton That Thuyet Street, Nam Tu Liem District, Hanoi, Viet Nam
 Tel: +84 24 3795 6868 (ext. 3113)

¹² <https://www.customs.gov.vn/Lists/VanBanPhapLuot/ViewDetails.aspx?ID=11379>

Fax:+84 24 39412028

E-Mail:cucnguyen.bca@gmail.com

Web サイト : <https://vietnamabs.gov.vn/> (Vietnam ABSCH)

<Contact Person>

Mrs. Nhan Hoang Thi Thanh

Deputy Director of Biodiversity Conservation Agency - ABS National Focal Point, Biodiversity Conservation Agency (BCA)

B213, 10 Ton That Thuyet, Nam Tu Liem, Hanoi, Viet Nam

Tel: +84902282326

Email: hoangnhan.bca@gmail.com

② **Ministry of Agriculture and Rural Development**

No. 2, Ngoc Ha street, Ba Dinh district Hanoi, 100000, Viet Nam

Tel:+8424 3843 9901

E-Mail: thanhnth.khcn@mard.gov.vn, cucnguyen.bca@gmail.com

Web サイト : <https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>

(Ministry of Agriculture and Rural Development - Information Portal)

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359409/?iso3=VNM> 参照)

掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 遺伝資源へのアクセス及びその利用から生ずる利益の配分の管理に関する政令第59/2017/ND-CP号(2017年5月)¹³: 遺伝資源へのアクセス許可手続きや利益配分方法、利益配分に関する契約書の書式等を規定。
- ・ 上記政令の上位にある法律は「生物多様性法 (Law No. 20/2008/QH12)」¹⁴: 生物遺伝資源へのアクセス許可や、許可を受けた者の権利・義務等を規定。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 2018年12月28日にベトナム農業農村開発省から公布された2018年サーキュラー43号(2019年1月1日施行)で、ABSに関する2017年政令第59号の運用は、農業植物、林業植物、家畜等ごとに、各原局(農業植物は作物生産局)で実施することが定められた。農業植物を担当する作物生産局によれば、遺伝資源としての輸出禁止品目のリストにある植物・品種等はABS許可の対象だが、当該リストに掲載されていない一般の野菜はABS許可の対象ではないとのこと。
- ・ なお、2017年11月、2018年11月にそれぞれベトナムの遺伝資源と日本の品種を交配した後代のキュウリ種子を日本に持ち帰ることができたが、これは、農業農村開発省作物生産局の担当官が、輸出手続きと検疫手続きのみで輸出可能と判断したためであり、これら手続きを経て輸出したものである。上記2018年サーキュラー43号に

¹³ <https://vanbanphapluat.co/decree-59-2017-nd-cp-2017-management-access-genetic-resources-benefit-sharing-arising-utilization>

¹⁴ <http://www.ecosystemmarketplace.com/resources/vietnam-biodiversity-law-no-20-2008-gh12-2009/>

は、施行日（2019年1月1日）までに旧サーキュラーに基づいて輸入許可を得ているものは有効と書かれており、上記の日本に持ち込んだキュウリの種子は問題ない。

既存の枠組み

なし



ブラジル

生物多様性条約	1992/6/5 署名 1994/2/28 批准 1994/5/29 締約国
名古屋議定書	2011/2/2 署名
食料・農業植物 遺伝資源条約	2002/10/6 署名 2006/5/22 批准 2006/8/20 締約国

フォーカルポイント (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL : <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
 - ① **Ms. Luciana Melchert, First Secretary, Interim Head of the Environment Division, Ministry of Foreign Affairs, Esplanada dos Ministérios**
 Bloco H - Anexo I, 4º andar, sala 439, 70170-900 Brasilia DF, Brazil
 Tel: +55 61 2030 8450, 8447
 Fax: +55 61 2030 8446
 E-Mail: dema@itamaraty.gov.br
 - ② **H.E. Ms. Mitzi Gurgel Valente da Costa, Ambassador, Permanent Representative (Political CBD FP), Permanent Delegation of Brazil to ICAO and other International Organizations**
 999 Robert-Bourassa, Blvd.Suite 14.60, Montreal H3C 5H7 Canada
 Tel: +514 954 8266, 8257, 5779
 Fax: +514 954 6213
 E-Mail: brasicao@icao.int, micosta@icao.int
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL : <https://absch.cbd.int/countries/BR> 参照)

Ms. Luciana Melchert, First Secretary, Interim Head of the Environment Division, Ministry of Foreign Affairs, Esplanada dos Ministérios
 Bloco H - Anexo I, 4º andar, sala 439, 70170-900 Brasilia DF, Brazil
 Tel: +55 61 2030 8450, 8447
 Fax: +55 61 2030 8446
 E-Mail: dema@itamaraty.gov.br
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)
 (URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359243/?iso3=BRA> 参照)
Ms Luciana Melchert, Interim Head of the Environment Division of the Ministry of Foreign Affairs of Brazil
 Tel: +55 6120308450
 E-Mail: dema@itamaraty.gov.br

権限ある当局 (条約事務局 HP 等の情報 : 最終アクセス日 2019 年 6 月 7 日)

- 1) 生物多様性条約 (CBD) (URL : <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照)
 掲載なし
- 2) 名古屋議定書 (NP) (URL : <https://absch.cbd.int/countries/BR> 参照)

Genetic Heritage Governing Council

SEPN 505 - Bloco B - Edifício Marie Prendi Cruz, 5º Andar, Asa Norte

Brasília, DF 70.730.542, Brazil

Tel: +55 61 2028.2182

E-Mail: cegen@mma.gov.br

Web サイト: <http://www.mma.gov.br>

<Contact Person>

Mr. Rafael de Sá Marques, Executive Secretary of CGEN, Director, Department of Genetic Heritage, Genetic Heritage Governing Council (CGEN)

SEPN 505 -Bloco B- Edifício Marie Prendi Cruz, 5º andar Asa Norte Brasília, Distrito Federal

70.730-542, Brazil

Tel: + 55 61 2028 2182

E-Mail: rafael.marques@mma.gov.br

※ Responsible for all genetic resources. Only designated competent national authority (CNA) for the country.

3) 食料・農業植物遺伝資源条約 (ITPGR)

(URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359243/?iso3=BRA> 参照)

掲載なし (実務は Ministry of Agriculture が行っている。)

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 遺伝財産に関する法律 (2015 年 5 月 20 日付法律第 13123 号¹⁵) :
遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセス¹⁶、それから生じる利益配分を定めた法律。利益配分については売り上げの 1%と定めている。遺伝財産または関連する伝統的知識へのアクセスのためには、アクセス登録を行う必要がある。
- ・ 法律 13123 号の運用詳細に関する規定 (2016 年 5 月 11 日付政令第 8772 号¹⁷) :
「遺伝財産に関する法律」の実施のための細則を定めた政令。アクセス登録を行うための手続き等について定めている。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 遺伝財産には情報も含まれており、CBD 等の一般的な解釈とは異なるため注意が必要。(法律第 13123 号第 2 条 I)
- ・ 遺伝財産へのアクセスは遺伝財産のサンプルに対する研究または技術開発を意味しており、CBD 等の一般的な解釈とは異なるため注意が必要。(法律第 13123 号第 2 条 VIII)
- ・ 海外の企業がブラジルの遺伝財産及び関連する伝統的知識にアクセスするに当たっては、ブラジルの科学技術研究機関とのパートナーシップが必要。(法律第 13123 号第 12 条 II)

¹⁵ http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_Ato2015-2018/2015/Lei/L13123.htm

¹⁶ 同法律第 13123 号第 2 条 VIII によると、「遺伝財産へのアクセス」とは、「遺伝財産のサンプルに対する研究又は技術開発」のことを意味する。

¹⁷ http://www.planalto.gov.br/ccivil_03/_ato2015-2018/2016/decreto/D8772.htm

- ・ 遺伝財産又は関連する伝統的知識へのアクセスのためには、アクセス登録ために遺伝財産及び関連する伝統的知識国家管理システム（SisGen¹⁸）への登録が必要だが、その登録はブラジルのパートナーが行う。（政令第 8772 号第 22 条）

既存の枠組み

なし

¹⁸ <http://www.mma.gov.br/patrimonio-genetico/conselho-de-gestao-do-patrimonio-genetico/sis-gen>



アルゼンチン

生物多様性条約	1992/6/12 署名 1994/11/22 批准 1995/2/20 締約国
名古屋議定書	2011/11/15 署名 2016/12/9 批准 2017/3/9 締約国
食料・農業植物 遺伝資源条約	2002/10/6 署名 2016/5/13 批准 2016/8/15 締約国

フォーカルポイント（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
Sra. Marcia Rosa Levaggi, Directora de Asuntos Ambientales, Dirección General de Asuntos Ambientales, Ministerio de Relaciones Exteriores y Culto
Calle Esmeralda 1212, oficina 1408 Capital Federal, 1007 Ciudad Autónoma Buenos Aires, Argentina
Tel: +54 11 4819 7414
Fax: +54 11 4819 7413
E-Mail: mle@mrecic.gov.ar, digma@mrecic.gov.ar, sbo@mrecic.gov.ar, odo@mrecic.gov.ar
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/AR> 参照）
Sra. Marcia Rosa Levaggi, Directora de Asuntos Ambientales, Dirección General de Asuntos Ambientales, Ministerio de Relaciones Exteriores y Culto
Calle Esmeralda 1212, oficina 1408 Capital Federal, 1007 Ciudad Autónoma Buenos Aires, Argentina
Tel: +54 11 4819 7414
Fax: +54 11 4819 7413
E-Mail: mle@mrecic.gov.ar, digma@mrecic.gov.ar, sbo@mrecic.gov.ar, odo@mrecic.gov.ar
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359226/?iso3=ARG> 参照）
Ms Marcia LEVAGGI, Directora General, Dirección General de Asuntos Ambientales (DIGMA), Ministerio de Relaciones Exteriores y Culto
Esmeralda 1212 - Piso 14° Of. 1408, Buenos Aires - Argentina
Tel: +5411 4819-7405
Fax: +5411 4819-7413
E-Mail: mle@mrecic.gov.ar

権限ある当局（条約事務局 HP 等の情報：最終アクセス日 2019 年 6 月 18 日）

- 1) 生物多様性条約（CBD）（URL: <https://www.cbd.int/doc/lists/nfp-cbd.pdf> 参照）
掲載なし
- 2) 名古屋議定書（NP）（URL: <https://absch.cbd.int/countries/AR> 参照）
掲載なし
- 3) 食料・農業植物遺伝資源条約（ITPGR）
（URL: <http://www.fao.org/plant-treaty/countries/membership/country-details/en/c/359226/?iso3=ARG> 参照）

掲載なし

遺伝資源関連法令の整備状況及び参考資料

- ・ 憲法¹⁹の規定によると、遺伝資源は州の財産とされており、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する具体的な手続きについては、各州で規定している。現在のところ、8つの州が州に属する遺伝資源へのアクセスに関する州法を定めている。
- ・ 国レベルでは、2010年に制定された政令226号（Resolución 226/2010²⁰）が遺伝資源の海外への持ち出しについての規定を定めている。

遺伝資源を導入する際の手続きと留意点

- ・ 遺伝資源へアクセスする場合には、まず当該遺伝資源について権限を有する州から事前の情報提供に基づく同意（PIC）を取り付けた上で、政令226号に基づく国の許可を得る必要がある。
- ・ 国立農牧技術院（INTA）²¹は、5つの州との間で観賞植物についてABSに関する合意を結んでおり、日本も含む民間企業と合同の収集旅行も実行している。その際、民間企業とはCooperation Agreementを結んでいる。実際に日本の民間企業の前例があるため、まずはINTAに問い合わせるとよい。

既存の枠組み

なし

¹⁹ <http://pdba.georgetown.edu/Parties/Argentina/Leyes/constitucion.pdf>

²⁰ <http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/165000-169999/166597/norma.htm>

²¹ <https://inta.gob.ar/>

第3章：海外遺伝資源関連勉強会・一般向け遺伝資源関連セミナーの開催

3.1 遺伝資源関連勉強会

「農林水産分野における遺伝資源利用促進に関する勉強会」は、ブラジルを対象国として3回開催した。各勉強会の概要は以下のとおり。

3.1.1 第1回勉強会

(1) 開催概要

日 時：平成30年8月31日（金）14:00～16:00

場 所：ハロー貸会議室虎ノ門3階（東京都港区虎ノ門1-2-12 第二興業ビル）

参加人数：一般参加者31名、講師2名、関係省庁7名、事務局6名 合計40名

内 容：①ブラジルの遺伝財産取得関連法令について

- ・ブラジルの遺伝財産に関する法律（2015年法律13123号）
- ・法律13123号の運用詳細に関する規定（2016年政令8772号）

②ブラジルABS法の特徴

講 師：(一財)バイオインダストリー協会生物資源総合研究所 所長 井上歩氏
岩手大学 名誉教授、元 上智大学 教授 磯崎博司氏

(2) 結果概要

遺伝財産関連法令の概要や特徴について、講師の井上氏及び磯崎氏からご説明いただいた後、質疑応答を行った。また、ブラジルからの遺伝財産導入時に想定されるケースについて意見交換を行った。想定されるケースとしては、1) ブラジルから植物遺伝資源を日本へ導入し、日本の在来品種と掛け合わせることによる新品種開発（高温耐性、耐病性の付与等）、2) ブラジルから植物遺伝資源を導入し、有用成分を抽出して商品化（機能・健康食品など）、3) ブラジルから遺伝資源（鑑賞植物等）を導入し、日本で馴化、増殖法を確立して新品種開発、が挙げられた。

3.1.2 第2回勉強会

(1) 開催概要

日 時：平成30年10月18日（木）13:30～16:30

場 所：ワイム貸会議室 四谷三丁目 Room A（東京都新宿区四谷 3-12 丸正総本店ビル 6F）

参加人数：一般参加者23名、アドバイザー2名、関係省庁6名、事務局5名 合計36名

内 容：ブラジルの遺伝資源、その日本への導入、日本における使用及び知的財産権の取得に関するケーススタディ

アドバイザー：(一財)バイオインダストリー協会生物資源総合研究所 所長 井上歩氏
岩手大学 名誉教授、元 上智大学 教授 磯崎博司氏

(2) 結果概要

事務局より第1回勉強会の内容紹介と、ブラジルの遺伝財産に関する法律（2015年法律13123号）及び法律13123号の運用詳細に関する規定（2016年政令8772号）の不明点について説明を行った。その後、ブラジルの遺伝財産の取得・利用に不可欠なSisGenによる登録、通知、利益配分の手続きを紹介した。

3.1.3 第3回勉強会

(1) 開催概要

日 時：平成31年3月1日（金）10:00～12:00

場 所：中央合同庁舎4号館12階1220・1221会議室（東京都港区三田二丁目1番8号）

参加人数：一般参加者35名、関係省庁2名、事務局4名 合計41名

内 容：ブラジル・アルゼンチンにおける調査報告

(2) 結果概要

事務局より平成31年1月に実施したブラジル・アルゼンチンでの調査内容を報告した。ブラジルに関しては、SisGenの運用状況、過去の勉強会で出た遺伝資源取得関連法令の解釈の不明点への回答、ブラジル農牧研究公社（Embrapa）の概要とそこで保全されている遺伝資源、ブラジルの種苗産業について説明を行った。アルゼンチンに関しては、アルゼンチンのABS関連法令、国立農牧技術院（INTA）の遺伝資源およびパートナーシップの可能性について説明を行った。

3.2 一般向けの遺伝資源関連セミナー

SDGsを踏まえた途上国等での遺伝資源の保全の重要性をテーマにしたセミナーを開催した。概要は以下のとおり。

(1) 開催概要

テ ー マ：「植物遺伝資源の利用促進セミナー～持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた地球規模での植物遺伝資源の保全・利用の取組～」

日 時：平成31年2月6日（水）14:00～16:40

場 所：三田共用会議所 3階 大会議室

参加人数：一般参加者67名、登壇者5名、関係省庁5名、事務局3名 合計80名

内 容：次頁のプログラムのとおり

時間	内容
14:00-14:05	開会挨拶 島田 和彦 氏（農林水産省 農林水産技術会議事務局 研究総務官）
第1部：基調講演	
14:05-14:35	講演1「SDGsを踏まえた地球規模での植物遺伝資源の保全・利用の重要性」 中川 一郎 氏（農林水産省 大臣官房 政策課 環境政策室 室長）
14:35-14:40	質疑応答
14:40-15:10	講演2「種苗企業における植物遺伝資源保全・利用に向けた取組」 越部 圓 氏（みかど協和株式会社 代表取締役会長）
15:10-15:15	質疑応答
15:15-15:45	講演3「途上国との植物遺伝資源保全に向けた取組」 河瀬 眞琴 氏（筑波大学 生命環境系 教授）
15:45-15:50	質疑応答
15:50-16:00	休憩
第2部：パネルディスカッション	
16:00-16:30	パネルディスカッション～SDGsと植物遺伝資源の保全と利用について～ ■モデレーター 長峰 司 氏（(国研)科学技術振興機構 SATREPS 生物資源領域 研究主幹） ■パネリスト（五十音順） 加藤 浩 氏（(国研)農業・食品産業技術総合研究機構 遺伝資源センター長） 河瀬 眞琴 氏（筑波大学 生命環境系 教授） 越部 圓 氏（みかど協和株式会社 代表取締役会長） 中川 一郎 氏（農林水産省 大臣官房 政策課 環境政策室 室長）
16:30	閉会

(2) 結果概要

第1部の基調講演では、産学官それぞれの立場から、植物遺伝資源の保存・利用の取組について説明があった。中川氏より、植物遺伝資源の多様性は気候変動や人口増加等への対応や持続可能な社会をつくるために重要であると説明があり、我が国の保全と利用の取組例などの紹介があった。越部氏からは、種苗会社の成り立ちと育種、植物遺伝資源の保全・利用の主な取組について説明があった。河瀬氏からは、生物多様性条約に準拠したメキシコからのハヤトウリの導入経緯を例として、研究者による植物遺伝資源の保全・利用について説明があった。

第2部のパネルディスカッションでは第1部の登壇者に加えて加藤氏がパネリストとして参加し、長峰氏の司会進行の下、遺伝資源の重要性や、提供国側の関係者との信頼関係の構築と維持についてパネリストから意見を伺った。

第4章：検討会の開催

事業の実施にあたり、有識者からなる検討会を設置した。検討会の委員は、以下の10名で構成（50音順・敬省略、○は座長）。

- | | |
|-------|---|
| 磯崎 博司 | 岩手大学 名誉教授、元 上智大学 教授 |
| 加藤 浩 | (国研)農業・食品産業技術総合研究機構 遺伝資源センター センター長 |
| 近藤 友宏 | (一社)日本種苗協会 理事 ((株)日本農林社 代表取締役社長) |
| 佐藤 和広 | 岡山大学 資源植物科学研究所 教授 |
| 鈴木 和哉 | (独)国際協力機構 農村開発部 次長 農業・農村開発第一グループ長 |
| 炭田 精造 | (一財)バイオインダストリー協会 生物資源総合研究所 技術顧問 |
| 寺田 雅一 | (一社)日本種苗協会 生物多様性小委員会 副委員長(タキイ種苗(株) 総務部法務課 専任課長) |
| ○長峰 司 | (国研)科学技術振興機構 SATREPS 生物資源領域 研究主幹、元 (国研)農業・食品産業技術総合研究機構 理事 |
| 松元 哲 | (国研)農業・食品産業技術総合研究機構 野菜花き研究部門 安濃野菜研究監 兼 野菜育種・ゲノム研究領域長 |
| 四方 康範 | サントリーフラワーズ(株) 取締役 開発生産本部長 |

検討会は平成30年7月2日、12月12日、平成31年3月1日の計3回、東京都内で開催され、検討会委員より遺伝資源取得の交渉及び勉強会等をはじめとした活動に対して助言を受けた。

<お問合せ先>

農林水産省大臣官房政策課環境政策室利用推進班

TEL : 03-3502-8111 (内線 : 3297)

FAX : 03-3591-6640

WEB サイト :

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/GR/s_win_abs.html